

事業事前評価表

国際協力機構民間連携事業部海外投融資課

1. 基本情報

国名：サブサハラ・アフリカ地域¹

案件名：サブサハラ・アフリカ地域中小企業²支援インパクト投資事業

調印日：2019年8月30日

出資先名：I&P Afrique Entrepreneurs II LP

2. 事業の背景と必要性

(1) サブサハラ・アフリカ地域の民間セクターの開発実績（現状）と課題：

サブサハラ・アフリカ地域（以下、「同地域」という。）では、全人口のうち15歳以下が43%、25歳以下が60%を占める中、若年層人口（14～24歳）は増加を続け、2020年までに中国、2030年までにインドを上回り、全人口も2050年には2015年の9.6億人から21.2億人に倍増する見込みである（国際連合、2017年）。

他方、今後見込まれる急激な人口増加に対して、同地域の多くの国々では、依然として鉱物・石油資源・農産物等の一次産品への依存度が高く、市場規模の増加を背景とする同地域への製造拠点や消費市場としての関心の高まりを受け海外直接投資も進みつつあるものの、脆弱かつ雇用吸収率の低い産業構造であることが課題となっている。世界銀行（2015年）によると、同地域では、2015-2035年の間に新たに4.5億人が労働市場に参入すると見込まれるが、労働需要の増加がこれまでと同じペースであった場合、このうち安定的な雇用が確保されるのは1億人に留まるものと予測され、将来的な若年失業率上昇による社会の不安定化やテロ活動の温床となるリスクが懸念されている。

かかる中、同地域における中小企業はGDPの3割、雇用の45%に貢献しており（国際金融公社（以下「IFC」という。）、2010年）、上記課題を解決するためにも、その更なる育成と発展が不可欠である。しかし、同地域において、中小企業の与信に係る情報の蓄積が進んでおらず、また、中小企業のリスクを適切に評価することが依然として難しいため、中小企業が地場の金融機関から適切な水準のコストで資金調達を受けられる機会が限定的となっており（いわゆる、「金融の空白地（ミッシング・ミドル）」と呼ばれる現象）、結果として中小企業の事業拡大の機会が限定的となっている。実際、同地域の中小企業の84%が必要な融資を受けられず、その資金ギャップは1,400億米ドルにいたるとされる（IFC、2013年）。また、各国の中小企業支援に係る公的支援が十分ではないことも相まって、中小企業の経営者が適切な助言を受ける機会が限られていることも、同地域の中小企業の成長を阻害する要因となっている。

かかる状況に鑑み、同地域において、産業の多角化及び雇用創出を促進すべく、中小企業へ投資及び経営能力強化支援を行う重要性は高い。

(2) サブサハラ・アフリカ地域の我が国及びJICAの援助方針：

我が国政府は、TICAD VIIにて発表された「ナイロビ宣言」（2016年8月）において、「経済の多角化・産業化を通じた経済構造改革の促進」と、その実現のための民間投資、官民連携、ビジネス改革、資金へのアクセスの増加を含む民間セクターの役割の強化に取り組むとしている。JICAにおいても、「アフリカ地域戦略」（2017年2月）の中で、官民連携とビジネス・パートナーシップの推進や産業の構造転換にかかる取り組みが重点方針として掲げられてい

¹ 有限責任組合契約上の本ファンドの投資対象国は、西アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of West African States: ECOWAS）諸国、中部アフリカ諸国経済共同体（Economic Community of Central African States: ECCAS）諸国、ケニア及びその周辺諸国を中心とした東アフリカ諸国、インド洋地域諸国（モーリシャス、マダガスカル、コモロ）。

² 本ファンドの有限責任投資組合契約上、貸付残高40百万ユーロ以下の中小規模のマイクロファイナンス機関を含む。

る。また、JICAはTICAD V以降、アフリカ9カ国に展開されている「カイゼン³」を活用した技術協力を含め、中小企業の人材育成を重点的に支援し、既に3万人以上の人材を育成。今後はさらに中小企業支援をより包括的な形で行うべく、金融支援も含めたプラットフォーム化を目指しているところである。本事業は、これら我が国政府およびJICAの方針に合致するもの。また本事業は、SDGsゴール8（経済成長と雇用）、ゴール9（産業化、イノベーション）及びゴール17（パートナーシップ）に貢献するもの。

3. 事業概要

(1) 事業の目的：

本事業は、仏語圏アフリカを中心とするサブサハラ・アフリカ地域において、インパクト投資を行うファンドへの出資を通じて、農業、製造業、金融、ICT、保健、教育等の事業に従事する拡大期の中小企業等へ投資と技術支援を行うことにより、産業の多角化及び雇用創出を図り、もって安定的な経済成長に寄与するもの。

(2) 事業実施地：仏語圏アフリカを中心とするサブサハラ・アフリカ地域

(3) 事業概要：

- ① 出資額：7.0 百万ユーロ（出資比率 7.6%。ファイナル・クローズ終了時の見込み。）
- ② 事業計画の概要：本ファンドを通じて、中小企業に対する投資と技術支援を行う。主に投資先の株式売却により確保されるリターンに基づき、出資先ファンドからの配当を得る。
- ③ 事業費：92 百万ユーロ（ファイナル・クローズ終了時の見込み。）

(4) 事業実施スケジュール：

投資期間は 2017 年 12 月～2022 年 12 月。ファンド存続期間は 2027 年 12 月までを予定。

(5) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発：

① 社会環境配慮

a) カテゴリ分類：FI

b) カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、機構出資前にサブプロジェクトが特定できず、且つ当該サブプロジェクトが環境への影響を持つことが想定されるため。

c) その他・モニタリング：本事業では、選定される全ての投資案件について IFC の環境社会配慮基準に則り本ファンドにより策定されたガイドライン及び「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」に基づきカテゴリ分類を行い、該当するカテゴリに必要な対応策が取られる予定。なお、サブプロジェクトにはカテゴリ A 案件は含まれない。

② 貧困削減促進：貧困層向けサービスに取り組む中小企業への支援を通じて貧困削減の促進が期待される。

③ 社会開発促進：ジェンダー分類

【ジェンダー案件】■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

＜活動内容/分類理由＞ サブプロジェクトの一部で女性を経営者とする、又は、女性従業員比率の高い中小企業への支援を通じて、女性の経済的エンパワーメントを促進することを目指している。

(6) 他ドナー等⁴との連携：IFC、EIB、Proparco（仏）、BOAD、DGGF（蘭）、BIO Invest（ベ

³ 現場作業者を中心としたボトムアップのアプローチにより、継続的に無駄を排除し品質・生産性向上等を図る、日本の製造業で発展した問題解決のための取組。

⁴ 「EIB」は欧州投資銀行、「Proparco」は仏海外経済協力振興会社、「BOAD」は西アフリカ開発銀行（Banque Ouest Africaine de Developpement）、「AfDB」はアフリカ開発銀行、「DGGF」は、オランダ政府が蘭中小企業の海外進出支援や新興国の地場企業支援を行うための国営ファンドである Dutch Good Growth Fund、「BIO Invest」は、ベルギー開発途上国投資会社（Belgian Investment Company for Developing Countries）を指す。

ルギー）が Limited Partner（以下、「LP」という。）として参画済。ファイナル・クローズにて AfDB も参画を決定済。

4. 事業効果

(1) 定量的効果：

指標名	基準値（2018 年） 【実績値】	目標値（2027 年） 【ファンド終了年】
投資件数	4 件	33 件
Net IRR*	0%	【非公表】
雇用創出数	N/A	[●]人**
後発開発途上国または脆弱国で事業を行っている企業の割合***	N/A	70%****
グリーンプロジェクトを実施する企業の割合	N/A	50%****
投資先の女性経営者割合	N/A	20%****
投資先の女性従業員割合	N/A	45%*****

*Net IRR：ファンド運営費控除後 IRR（ユーロベース）

** 本ファンドの株式保有期間を通じたポートフォリオ企業全体における直接雇用の増加率 50%となる値

***後発開発途上国は国際連合開発政策委員会の定義に従う。また脆弱国は世界銀行の公表リスト（2017）に指定される国を指す。

「後発国」（18 年 12 月時点の最新公表リスト）：アンゴラ、ベナン、ブルキナファソ、ブルンジ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、マダガスカル、マラウイ、マリ、モザンビーク、ニジェール、ルワンダ、シエラレオネ、セネガル、南スーダン、スーダン、トーゴ、ウガンダ、タンザニア、ザンビア。

「脆弱国」：ブルンジ、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、ジブチ、エリトリア、ガンビア、ギニアビサウ、マダガスカル、マリ、シエラレオネ、ソマリア、南スーダン、スーダン、トーゴ、ジンバブエ。

**** 本ファンドの ESG・インパクト目標の目標に該当

***** 1号ファンド実績値

(2) 定性的効果：

サブサハラ・アフリカ地域の中小企業の金融アクセス向上・経営能力強化を通じた、雇用創出及び産業構造の多角化。

5. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

(1) 類似案件の評価結果：

インドの地方企業育成基金事業の事後評価において、投資候補案件から構成されるパイプラインリストの確認を通じ、投資先が確保されるか十分に確認することが必要とされた。また、投資家としてファンドマネージャーの能力評価及び必要に応じたファンドマネージャーの交代権限の事前の確保が効果的であるとの教訓が得られている。

(2) 本事業への教訓：

かかる評価結果を踏まえ、本ファンドではパイプラインリストの確認を通じて十分な候補案件が存在することを確認済。また、既存 LP へのインタビューを通じて本ファンド投資チームへの高い評価を確認すると共に、LPA 上、交代基準及び LP の事前承認を含めた手続きが適切に設定されていることを確認済。

6. 評価結果

本事業は、サブサハラ・アフリカ地域における課題、並びに我が国及び JICA の援助方針に合致しており、また SDGs ゴール 8（経済成長と雇用）、ゴール 9（産業化、イノベーション）及びゴール 17（パートナーシップ）に貢献するため、JICA が本事業の実施を支援する必要性は高い。

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール：ファンド終了直後（2028 年）（予定）

以 上

